

議案第 37 号

海部地区急病診療所組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、海部地区急病診療所組合規約（昭和 61 年海部地区休日診療所組合規約第 1 号）を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 24 年 6 月 1 日提出

愛西市長 八木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、海部地区急病診療所組合規約（昭和 61 年海部地区休日診療所組合規約第 1 号）を変更することについて、協議する必要があるからである。

海部地区急病診療所組合規約の一部を変更する規約

海部地区急病診療所組合規約(昭和61年海部地区休日診療所組合規約第1号)の一部を次のように変更する。

第8条第3項中「住民基本台帳に記録されている者及び外国人登録原票に登録されている者」を「住民基本台帳人口」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による変更後の海部地区急病診療所組合規約第8条第3項の規定は、平成25年度以後の年度分の負担金について適用し、平成24年度分までの負担金については、なお従前の例による。